

感染症について

ブルウミング幼保園



★感染症の出席停止基準

以下の感染症に罹患した園児の登園基準を下記に定める。

① ～⑫については医師が発行する登園許可証が必要です。

- | | |
|------------------------------|---|
| ① <u>インフルエンザ</u> | 発症後5日が経過していること。解熱後3日が経過していること。の両方を満たしていること。 |
| ② <u>百日咳</u> | 特有の咳が消失するまで。 |
| ③ <u>麻疹（はしか）</u> | 解熱後3日を経過するまで。 |
| ④ <u>ポリオ（小児麻痺）</u> | 急性期の主要症状が消退するまで。 |
| ⑤ <u>流行性耳下腺炎（おたふく）</u> | 耳下腺の腫れが消失するまで。 |
| ⑥ <u>風疹（三日はしか）</u> | 発疹が消失するまで。 |
| ⑦ <u>ウイルス性肝炎</u> | 主要症状が消退するまで。 |
| ⑧ <u>水疱瘡</u> | 全ての発疹が瘡蓋になるまで。 |
| ⑨ <u>咽頭結膜熱（プール熱）</u> | 主要症状が消退した後2日を経過するまで。 |
| ⑩ <u>流行性結膜炎</u> | 治癒するまで。 |
| ⑪ <u>急性出血性結膜炎</u> | 治癒するまで。 |
| ⑫ <u>腸管出血性大腸菌感染症</u> | 菌が消失し、主治医の許可後 |
| ⑬ ヘルパンギーナ | 医師が登園して差し支えないと認めたとき。 |
| ⑭ 手足口病 | 医師が登園して差し支えないと認めたとき。 |
| ⑮ 溶連菌感染症 | 有効治療を始めてから2～3日経過していること。
その後の尿検査の結果を報告。 |
| ⑯ 嘔吐下痢症 | 主な症状が殆ど消失し、医師が登園して差し支えないと認めたとき。 |
| ⑰ 感染性胃腸炎 | 主な症状が殆ど消失し、医師が登園して差し支えないと認めたとき。 |
| ⑱ マイコプラズマ肺炎 | 主な症状が殆ど消失し、医師が登園して差し支えないと認めたとき。 |
| ⑲ 突発性発疹 | 主な症状が殆ど消失し、医師が登園して差し支えないと認めたとき。 |
| ⑳ ヘルペス性歯肉口内炎
(単純ヘルペス性感染症) | 主な症状が殆ど消失し、医師が登園して差し支えないと認めたとき。 |
| ㉑ 伝染性膿か疹（とびひ） | 他人への感染の恐れがないと医師が認めたとき。 |

